

#	業務 (選択肢から選択)	機能ID	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
					修正前	修正後	分類 (選択肢から選択)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
1	収納管理	140136	⑥：表現の見直し	②：前回記載意見	除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。 ＜除外条件＞ ・ 納付済 ・ 分割納付中 ・ 徴収（換面） 猶予中 ・ 執行停止中 ・ 繰上徴収 ・ 仮消込中 ・ 証券受託中 ・ 納税通知書返戻ありかつ公示未送達 ・ 時効完成	除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。 ＜除外条件＞ ・ 納付済 ・ 分割納付中 ※口座分割の場合は除く ・ 徴収（換面） 猶予中 ・ 執行停止中 ・ 繰上徴収 ・ 仮消込中 ・ 証券受託中 ・ 納税通知書返戻ありかつ公示未送達 ・ 時効完成	④：現行事務処理・ 現行機能の踏襲	除外条件に「分割納付中」とあり、口座分割の口座振替依頼データ作成に支障があるように見えるため。	口座分割の口座振替依頼データ作成時に、データ除外されないようにするため。	②：現行システムでカスタマイズ を実施している機能	反映する	追加	共有	口座振替で分割納付をしている納税者の口座振替作成データについては、当然に、データ作成の除外はされないものと想定しております。 一方で、現行の記載だと、分割納付の口座振替依頼データも除外対象と読めてしまうため、「要件の考え方・理由」に「口座振替で分割納付している場合は除く」という趣旨の文言を追加予定です。	(E市)：（意見なし） (K市)： (C市)：承知しました。 (I市)： (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り修正する。
2	収納管理	0140483	②：要件変更	①：新規意見	共有宛名の納税証明書を発行する際、代表者の宛名を代表者以外の共有者の宛名から選択して、当該共有者を代表者として納税証明書を発行できること。	共有宛名の納税証明書を発行する際、原則として当該共有者を代表者として納税証明書を発行しない。 ただし、当該共有者から請求がある場合に限り、代表者の宛名の後ろに当該共有者の氏名を記載して証明書を発行できること。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX等）への対応	共有名義の物件について、本市では不動産登記簿の先頭に登記されている所有者を代表者として固定資産課税台帳に登録している。 地方税法第20条の10で規定する、証明書の交付を請求できる「政令で定めるもの」として、地方税法施行令第6条の21第1項第4号は、固定資産課税台帳に登録された事項と規定している。 案のように代表者（筆頭者）以外の共有者を代表者として納税証明書を発行できるとすると、固定資産課税台帳に登録された事項と異なる内容の証明書を発行することになる。 そのため、G市では共有者を代表者として納税証明書を発行していない。	共有者宛名の納税証明書を発行する際、当該共有者から請求がある場合には、代表者外1名（共有者）等カッコ書きを用いるなどして、当該共有者の氏名を記載することを想定している。	④：スクラッチ開発で実装	反映する	修正	共有	ご意見を踏まえて、機能要件に、以下の文章を補記いたします。 「共有宛名の納税証明書を発行する際、共有者から請求があった場合は、代表者の宛名を代表者以外の共有者の宛名から選択して～」 ただし、共有者にも課税通知が送達されたのであれば、共有者にも当然自身の納税証明書が発行されるべきであるのですから、代表者の登録は自治体の内部事情によるものであり、意見元団体の案は不適当と考えます。 事務局案の修正のうえ、考え方に共有者にも課税通知が送達された場合の措置である旨記載するのがよいと考えます。 (D市)：意見の意図として、「共有者から請求があった場合は、共有者を代表者として納税証明書を発行できる」ではなく「共有者から請求があった場合は、カッコ書き等で共有者を代表者と併記して納税証明書を発行できる」必要があるのではないか。 ただし、地方税法第20条の10および地方税法施行令第6条の21第1項第4号に抵触しないのであれば今回の対応内容で特に問題ありません。 (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り修正する。 なお、カッコ書きを追加するなど、宛名修正は機能ID：0140365で実現可能であるため、要件化は不要と考える。	
3	収納管理	140477	②：要件変更	①：新規意見	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様で作成できること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。【標準オプション機能】	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。地方税法・森林環境税法により都道府県に払込む金額の根拠数値が確認できること。固定資産税と都市計画税も同様で作成できること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。【実装必須機能】	④：都道府県・議会報告等への対応	以下の方令により、市町村が都道府県に払込むにあたり必要となる数字については、各都道府県により報告様式は異なるが、地方税法・森林環境税法により指定されているため、毎月行う各市町村の事務負担が軽減される効果が見込まれる。 地方税法 第五十七条の四の二 (個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等) 地方税法施行令 第七百三十九条の四 (個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等)	・地方税法・森林環境税法により指定された金額を市町村が都道府県へ払い込むにあたり、必要となる項目・金額（市県民税森林環境税の合算額や控除等をする遡納納金等の額など）が月計表に出力される ・「現年度分かつ遡納繰越分か」「本税か延滞金か」「R5年度以前課税分かつR6年度以降課税分か」が分類され、月計表の帳票1枚に出力されることで、適正に払込額の算出が行える ・市町村は、月計表の帳票から都道府県税条例等で指定された様式に数字を転記することで、例月の払込額の支出・報告手続きが完了する (各都道府県により報告様式は異なるが、地方税法・森林環境税法により指定された報告等数値を月計表に盛り込まれると、各市町村の負担が軽減されると見込まれる)	③：現行システムでは使用していない機能	反映しない	変更不要	共有	運用想定で記載いただいている内容について、以下の理由で対応可能であると想定しているため改定は行いません。 ・ 帳票概要（帳票の用途）に「指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表。」とあるため、森林環境税の合算額については記載されることを想定。 ・ 「現年度分かつ遡納繰越分か」、「R5年度以前課税分かつR6年度以降課税分か」は主な出力条件に「現年度分、遡納繰越分、課税年度」とあるため、対応可能と想定。 ・ 帳票概要（帳票の用途）に「税額（本税・督促手数料・延滞金）、還付額、充当額の内訳が確認できること」とあるので、「本税か延滞金か」の分類は可能と想定。	(E市)：（意見なし） (K市)： (C市)：承知しました。 (I市)： (B市)：以下の理由により対応（改定）を希望します。 帳票概要の「指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表。」では、市民税・県民税・森林環境税の合算収入額が記載されると想定される。しかし、県への払込時には各税への按分が必要である。現状では、日計表や月計表の収入額を基に税額（本税・督促手数料・延滞金）、還付額、充当額のそれぞれについて、「現年度分かつ遡納繰越分か」、「R5年度以前課税分かつR6年度以降課税分か」を仕分けし、エクセルで按分率によるそれぞれの金額を算出している。本業務は、全ての市町村が行わなくてはならない業務なので、システム内で上記区分のように仕分けられるよう明記すべきと考えます。 (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：内数の案分方法は指数処理も含め決まりがなくため、各内数での取納額の情報を管理していない限り事務局案のとおり森林環境税の会計額が記載されることはないものと想定されます。（月次で指数処理も正しく処理するためには、現在の会計案分から前回の会計案分を差し引いた額での計算が必要と想定されるが実装されるとは思われない。） しかし、自治体での案分はそれぞれのルールに基づき現在も行われているので、EUC等で抜き出した内部データから自治体のルールに従って数字を算出することは可能であるため、実装必須とせず、現行のオプションでよいと考えます。 (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	Excel等のシステム外で計算が可能であること（現行もシステム外運用をしている団体が存在する）、また、按分方法は指数処理も含め決まりがなく、団体により異なるとの意見があることから、案通り改定は行わない。

③仕様書改定案（帳票要件 等）に関するご意見(集約)																				
33.B	業務 (国民税から選択)	仕様書改定案の対象 (国民税から選択)	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (国民税から選択)	新規意見区分 (国民税から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (国民税から選択)	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
									修正前	修正後	分類 (国民税から選択)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
	1	収納管理	帳票レイアウト	0140117 他	督促状（汎用紙）	ー	①：要件追加	①：新規意見	督促状上に納期限と指定期限の記載なし	納期限と指定期限の追加	㊟：住民サービス 向上	汎用紙用の督促状には、作成時に指示した指定期限と当初の納期限の記載欄がなく、市民への通知に必要な内容が不足している。督促状のみで納付書を同封しない運用時に、市民は通知内で内容を確認する術がない。	汎用紙での作成は例月作業の他、返戻物の調査後、再送時作業（個別作成）でも随時使用。都度備考に手入力しての作成は実質不可能。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	督促状のレイアウトの参照元である省令様式（第4号様式、第4号の2様式）に納期限と指定期限の記載はないため、項目の追加は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。
	2	収納管理	帳票印字項目・諸元表	0140117 他	督促状全般		②：要件変更	①：新規意見	延滞金の項目名記載に関する備考なし	本税が未納の督促状である場合は、そもそも延滞金の項目名を表示しないか、それに代わる文言を表示（例：「地方税法の規定により計算した額」や備考欄で補足できるよう***等の記号を表示する。〔延滞金の記載そのものについては、「印字しない」とは示してあるが、項目名については言及なし）	㊟：業務精度向上	督促状通知時に、本税未納時に延滞金額存在しているにも関わらず、値が異なる空欄のままでは、市民の思い違いが生じるため、項目欄そのものの制削についても言及してほしい。（現行パッケージでは、帳票により延滞金記載欄を消すか、定型文言表示のいずれかで運用）	例月、随時作業時。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	本税未納時に延滞金額が存在しているにも関わらず値が空欄になってしまう場合は、その旨を督促状の備考欄にて説明できるため、事務局としては項目名の非表示は想定しておりません。一方で、「***」の印字を許可する余地はあると考えられます。 そこで、備考に「アスタリスクも可」と追記する想定ですが、差し支えないでしょうか。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：	印刷業者側の印刷プログラム修正など、アスタリスクを許可したことによる影響が想定されることから、改定は行わない。	
	3	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140129	納付書	24	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX 等）への対応	①：新規意見		カク公の場合は必須ではない。	㊟：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX 等）への対応	原符への収納機関番号（5桁数字）の印字は、カク公の場合は必須ではないため、備考欄へその旨を追記していただきたい。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	指図の通り、原符の収納機関番号について、カク公において印字は必須ではない旨を追記いたします。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り修正する。 なお、加入者名・口座番号については、5.0版家時点で「カク公の場合は必須ではない」と備考に定義している。 一納付書のほか、口座振替不能通知兼納付書（専用紙）、督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）、督促状兼納付書（固定資産税)(専用紙)、納付書（送付先付）にも同様の文言を追記。	
	4	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140109	督促状兼納付書 （個人住民税・森林環境税）（圧着はがき）	1	①：要件追加	①：新規意見	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	㊟：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	領収書部分はすでに、「督促状兼領収証書」としております。 また、口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、本帳票の領収書部分は「口座振替不能通知兼領収証書」となっております。 以上のことから、タイトルの修正は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	
	5	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140109	督促状兼納付書 （個人住民税・森林環境税）（圧着はがき）	20	①：要件追加	①：新規意見	「未納税額」「本来の納期限」「督促状発行の理由」等の文言を出力する。なお口座振替の不納通知書を兼ねる場合には、項目名を「振替不納理由」として、不納理由別の文言出力等を行っても良い。	「未納税額」「本来の納期限」「督促状発行の理由」等の文言を出力する。	㊟：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	「未納税額」「本来の納期限」は印字項目を設けております。口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、当該帳票では振替不能理由を項目として設けているため、文言の追記は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	
	6	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140111	督促状兼納付書 （軽自動車（種別割））（圧着はがき）	1	①：要件追加	①：新規意見	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	㊟：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	領収書部分はすでに、「督促状兼領収証書」としております。 また、口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、本帳票の領収書部分は「口座振替不能通知兼領収証書」となっております。 以上のことから、タイトルの修正は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	
	7	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140111	督促状兼納付書 （軽自動車（種別割））（圧着はがき）	20	①：要件追加	①：新規意見	口座振替の不納通知書を兼ねる場合には、項目名を「振替不納理由」として、不納理由別の文言出力等を行っても良い。	「未納税額」「本来の納期限」は印字項目を設けております。口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、当該帳票では振替不能理由を項目として設けているため、文言の追記は行いません。	㊟：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	「未納税額」「本来の納期限」は印字項目を設けております。口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、当該帳票では振替不能理由を項目として設けているため、文言の追記は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	
	8	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140113	督促状兼納付書 （固定資産税・都市計画税）（圧着はがき）	1	①：要件追加	①：新規意見	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	「督促状兼領収証書」と表記。領収書部分と兼ねる。 加えて、口座振替の不納通知書を兼用する場合には、「督促状兼領収証書兼口座振替不納通知書」などと印字することも可とする。	㊟：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	領収書部分はすでに、「督促状兼領収証書」としております。 また、口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、本帳票の領収書部分は「口座振替不能通知兼領収証書」となっております。 以上のことから、タイトルの修正は行いません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	

33.B		仕様書改定案の対象 (選択肢から選択)	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
									修正前	修正後	分類 (選択肢から選択)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
9	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140113	督促状兼納付書 (固定資産税・都市計画税) (圧着はがき)	21	督促状兼領収書部分・備考	①：要件追加	①：新規意見	「未納税額」「本来の納期限」「督促状発行の理由」等の文言を出力する。なお口座振替の不納通知書を兼ねる場合には、項目名を「振替不納理由」として、不納理由別の文言出力等を行っても良い。	⑧：住民サービス向上	督促状と口座振替不納通知を兼用している自治体もあることを想定して修正を行う。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	「未納税額」「本来の納期限」は印字項目を設けており、口座振替不納通知は別途帳票を定義しており、当該帳票では振替不能理由を項目として設けているため、文言の追記は行いません。	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし) (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。		
10	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140129	納付書 (領収書部分(雑税検査用))	10	領収日付印 (証明書部)	②：要件変更	①：新規意見	「－」となっている。	⑧：業務精度向上	車検対象車種でない、該当車両に滞納がある場合は* * * *表示	領収日付印の押印が必要ない部分が空欄になっていることで、収納機関が押印しなければならないのか困惑する。また納税者にも、押印漏れではないかと不安を与えてしまうため。	収納機関及び納税者への不安材料を払拭するため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映しない	変更なし	共有	諸元表に記載の通り、車検対象車種でない、該当車両に滞納がある場合は、表示車両番号、証明書有効期限、証明書有効期限には「* * * *」が表示されるため、公印欄まで「* * * *」の表示は不要と考えております。以上のことから、本意見への対応は行いません。	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし) (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。
11	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140129	納付書 (納入済通知書)	27	納税義務者氏名・名称	②：要件変更	①：新規意見	「株」に関する記載なし	⑧：住民サービス向上	帳票ID0140129の原符 納税義務者氏名・名称部分 仕様書に記載はないが「株」が表示されているので、左記についても同様の表示が必要と考えるため。	呼び捨てになってしまっているため、他税目も含めて共通の表示方法にする必要があると考えるため。(旧システムでは帳票のプレ印字で対応)	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	修正	意見照会	①納付書の「納税義務者」について、「株」を付けてシステム印字してまいりますでしょうか。②備考にて「「株」をつけることも可とする。」と定義する予定ですが、差し支えないでしょうか。 ②「株」をつけて印字できるよう、備考にて「「株」をつけることも可とする。」と定義する予定ですが、差し支えないでしょうか。	(E市)：①システム印字②差し支えありません (K市)：①システム印字しています。②差し支えありません。 (C市)：①「株」を付けてシステム印字しています。②問題ありません。 (I市)：(意見なし) (B市)：①納付書の「納税義務者」について、「株」を付けてシステム印字している。②備考にて「「株」をつけることも可とする。」と定義する予定ですが、差し支えない。 (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：①株をシステム印字しています。②問題ございません。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。	株をプレプリントで印字している構成員の団体はおらず、反対の意見もないことからFAQに追記する形で改定する。	
12	収納管理	帳票レイアウト	140080	還付請求書(郵送)	82	納税者控え	①：要件追加	①：新規意見	納税者控え部分無し	⑧：住民サービス向上	還付請求書を市に返送した際、納税者の手元に控えが残らず、還付充当通知書送付まで控えがないことは住民サービスの観点から配慮に欠けるため。	帳票内に、市に返送する還付請求書部分と、還付請求額や管理番号を印字した納税者控え部分を印字。切り取り線等により納税者が請求書部分と控え部分を分割し、請求書部分のみ市に返送する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	控えの有無に関わらず、市民から問い合わせが来た際は、基本4情報など、何らか本人確認していただくことを想定しており、控えの有無によって運用フローの進行に大きな差異は生じないと思われるため、控え部分の追加は行いません。	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし) (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。	
13	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140109	督促状兼納付書 (個人住民税・森林環境税) (圧着はがき)	21	督促所業領収書部分 帳票本文	⑥：表現の見直し	①：新規意見	上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日までこの納付書にて納付してください。	⑧：住民サービス向上	督促状兼領収書部分では、「指定期日」は使われておらず、すべて「指定期限」となっているため、表現を統一したほうが良い。	条例で定める年4回の納期限及び随時課税分納期限後に送付する督促状として使用する。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	反映する	修正	共有	意見に基づき、下記の通り、文言を修正いたします。 「上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日指定期限までこの納付書にて納付してください。」	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし)	案通り修正する。 なお、本項目は諸元表ではなく、レイアウトにのみ定義している文言であるところ、必ずしもレイアウトと同様の文言を求めるものではないため、改定前の文言でも差し支えない。	
14	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140111	督促状兼納付書 (軽自動車(種別割)) (圧着はがき)	21	督促所業領収書部分 帳票本文	⑥：表現の見直し	①：新規意見	上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日までこの納付書にて納付してください。	⑧：住民サービス向上	督促状兼領収書部分では、「指定期日」は使われておらず、すべて「指定期限」となっているため、表現を統一したほうが良い。	条例で定める年1回の納期限及び随時課税分納期限後に送付する督促状として使用する。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	反映する	修正	共有	意見に基づき、下記の通り、文言を修正いたします。 「上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日指定期限までこの納付書にて納付してください。」	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし)	案通り修正する。 なお、本項目は諸元表ではなく、レイアウトにのみ定義している文言であるところ、必ずしもレイアウトと同様の文言を求めるものではないため、改定前の文言でも差し支えない。	
15	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140113	督促状兼納付書 (固定資産税・都市計画税) (圧着はがき)	21	督促所業領収書部分 帳票本文	⑥：表現の見直し	①：新規意見	上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日までこの納付書にて納付してください。	⑧：住民サービス向上	督促状兼領収書部分では、「指定期日」は使われておらず、すべて「指定期限」となっているため、表現を統一したほうが良い。	条例で定める年4回の納期限及び随時課税分納期限後に送付する督促状として使用する。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	反映する	修正	共有	意見に基づき、下記の通り、文言を修正いたします。 「上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日指定期限までこの納付書にて納付してください。」	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし)	案通り修正する。 なお、本項目は諸元表ではなく、レイアウトにのみ定義している文言であるところ、必ずしもレイアウトと同様の文言を求めるものではないため、改定前の文言でも差し支えない。	
16	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140037	口座振替不能通知 兼納付書 (圧着はがき)		振替口座	①：要件追加	①：新規意見	振替不能となった振替口座の印字なし	⑧：住民サービス向上	振替不能となった振替口座の印字	どの口座について振替不能となったのかを印字することで、住民からの問合せが削減されるため	「金融機関名・支店名・預金種別・口座番号(上4桁印字、下3桁は*)・口座名義人」を印字	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	反映しない	変更なし	共有	口座振替不能通知(帳票ID 0140039)で、該当の口座を把握することができるため、印字項目の追加は行いません。	(E市)：(意見なし) (K市)：(意見なし) (C市)：承認しました。 (I市)：(意見なし) (B市)：(意見なし) (J市)：(意見なし) (F市)：(意見なし) (H市)：(意見なし) (D市)：(意見なし) (A市)：承認しました。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：(意見なし) (総務省統括アドバイザー)：	案通り改定は行わない。

33.B		仕様書改定案の対象 （国民税から選択）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 （国民税から選択）	新規意見区分 （国民税から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 （国民税から選択）	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
									修正前	修正後	分類（国民税から選択）	詳細			大分類 （反映する、反映し ない、要検討）	要件修正方針 （追加、修正、削 除、変更なし、要検 討）	構成員確認（WT） 要否 （共有、意見照会、 不要）	対応内容		
17	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140038	口座振替不能通知 兼納付書（専用 紙）	20	MTID（納入済 通知書）	②：要件変更	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「MTID＝33とする。」と表記	「MTID＝33とする。」を削除するか、他 のMTIDを記載する余地を残した表記とす る。	④：現行事務処 理・現行機能の磨 練	システムベンダーより下記のとおり情報提供が あり、MTIDの値を限定しない方針であれば、限 定しない仕様に修正する必要があるため。 ----- PMOフルタイトル「実装必須帳票（納付書） への市独自項目の印字について（追加質問）」 にて「独自IDの印字について、諸元表の 「MTID」に相当する項目と理解しましたので問 題ございません。」と回答されております。	マルチペイメントネットワーク標準仕様 に準拠しており、ゆうちょ銀行での販下 審査で指摘がないことから、MTID＝34も 使用可能とする。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	要検討	要検討	意見照会	MTIDは「33」に限られないことから、「MTID ＝33とする。」との記載は削除予定ですが、差 し支えないでしょうか。	（E市）：差し支えありません （K市）：差し支えありません。 （C市）：問題ありません。 （I市）：（意見なし） （B市）：（意見なし） （J市）：（意見なし） （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：問題ございません。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：	案通り修正する。
18	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140129	納付書	20	MTID（納入済 通知書）	②：要件変更	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「MTID＝33とする。」と表記	「MTID＝33とする。」を削除するか、他 のMTIDを記載する余地を残した表記とす る。	④：現行事務処 理・現行機能の磨 練	システムベンダーより下記のとおり情報提供が あり、MTIDの値を限定しない方針であれば、限 定しない仕様に修正する必要があるため。 ----- PMOフルタイトル「実装必須帳票（納付書） への市独自項目の印字について（追加質問）」 にて「独自IDの印字について、諸元表の 「MTID」に相当する項目と理解しましたので問 題ございません。」と回答されております。	マルチペイメントネットワーク標準仕様 に準拠しており、ゆうちょ銀行での販下 審査で指摘がないことから、MTID＝34も 使用可能とする。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	要検討	要検討	意見照会	MTIDは「33」に限られないことから、「MTID ＝33とする。」との記載は削除予定ですが、差 し支えないでしょうか。	（E市）：差し支えありません （K市）：差し支えありません。 （C市）：問題ありません。 （I市）：（意見なし） （B市）：（意見なし） （J市）：（意見なし） （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：問題ございません。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：	案通り修正する。
19	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140130	納付書（送付先 付）	20	MTID（納入済 通知書）	②：要件変更	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「MTID＝33とする。」と表記	「MTID＝33とする。」を削除するか、他 のMTIDを記載する余地を残した表記とす る。	④：現行事務処 理・現行機能の磨 練	システムベンダーより下記のとおり情報提供が あり、MTIDの値を限定しない方針であれば、限 定しない仕様に修正する必要があるため。 ----- PMOフルタイトル「実装必須帳票（納付書） への市独自項目の印字について（追加質問）」 にて「独自IDの印字について、諸元表の 「MTID」に相当する項目と理解しましたので問 題ございません。」と回答されております。	マルチペイメントネットワーク標準仕様 に準拠しており、ゆうちょ銀行での販下 審査で指摘がないことから、MTID＝34も 使用可能とする。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	要検討	要検討	意見照会	MTIDは「33」に限られないことから、「MTID ＝33とする。」との記載は削除予定ですが、差 し支えないでしょうか。	（E市）：差し支えありません （K市）：差し支えありません。 （C市）：問題ありません。 （I市）：（意見なし） （B市）：（意見なし） （J市）：（意見なし） （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：問題ございません。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：	案通り修正する。
20	収納管理	帳票レイアウト	140038	口座振替不能通知 兼納付書（専用 紙）	20	MTID（納入済 通知書）	②：要件変更	①：新規意見	MTIDとして「33」が記載	削除するか、他のMTIDを記載する余地を 残した表記とする。	④：現行事務処 理・現行機能の磨 練	システムベンダーより下記のとおり情報提供が あり、MTIDの値を限定しない方針であれば、限 定しない仕様に修正する必要があるため。 ----- PMOフルタイトル「実装必須帳票（納付書） への市独自項目の印字について（追加質問）」 にて「独自IDの印字について、諸元表の 「MTID」に相当する項目と理解しましたので問 題ございません。」と回答されております。	マルチペイメントネットワーク標準仕様 に準拠しており、ゆうちょ銀行での販下 審査で指摘がないことから、MTID＝34も 使用可能とする。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	要検討	要検討	意見照会	MTIDは「33」に限られないことから、「MTID ＝33とする。」との記載は削除予定ですが、差 し支えないでしょうか。	（E市）：差し支えありません （K市）：差し支えありません。 （C市）：問題ありません。 （I市）：（意見なし） （B市）：（意見なし） （J市）：（意見なし） （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：問題ございません。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：	案通り修正する。
21	収納管理	帳票レイアウト	140129	納付書	20	MTID（納入済 通知書）	②：要件変更	①：新規意見	MTIDとして「33」が記載	削除するか、他のMTIDを記載する余地を 残した表記とする。	④：現行事務処 理・現行機能の磨 練	システムベンダーより下記のとおり情報提供が あり、MTIDの値を限定しない方針であれば、限 定しない仕様に修正する必要があるため。 ----- PMOフルタイトル「実装必須帳票（納付書） への市独自項目の印字について（追加質問）」 にて「独自IDの印字について、諸元表の 「MTID」に相当する項目と理解しましたので問 題ございません。」と回答されております。	マルチペイメントネットワーク標準仕様 に準拠しており、ゆうちょ銀行での販下 審査で指摘がないことから、MTID＝34も 使用可能とする。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	要検討	要検討	意見照会	MTIDは「33」に限られないことから、「MTID ＝33とする。」との記載は削除予定ですが、差 し支えないでしょうか。	（E市）：差し支えありません （K市）：差し支えありません。 （C市）：問題ありません。 （I市）：（意見なし） （B市）：（意見なし） （J市）：（意見なし） （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：問題ございません。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：	案通り修正する。
22	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140038	口座振替不能通知 兼納付書（専用 紙）	34	注意文（納入 済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「バーコードがないもの、あっても読取 ができないものや金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記	次のように記載するか、具体的な例文は 記載せず、想定される注意の概要を記載 する。 「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は 主語であるところ、「～場合」は修飾語であり 並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の 目的語は税であって納付書ではないため、「も の」を主語とする場合、「納付」を述語とすべ きではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文 法的に正しくないことは健全とはいえないと判 断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記する。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下 記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができな い場合や金額を訂正した場合、コンビニエンス ストア等では納付できません。 （A市）：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再 校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容に ついては編集可能。」と諸元表に で定義しているため、改定前の文 言でも差支えない。	
23	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140129	納付書	34	注意文（納入 済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「バーコードがないもの、あっても読取 ができないものや金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記	次のように記載するか、具体的な例文は 記載せず、想定される注意の概要を記載 する。 「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は 主語であるところ、「～場合」は修飾語であり 並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の 目的語は税であって納付書ではないため、「も の」を主語とする場合、「納付」を述語とすべ きではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文 法的に正しくないことは健全とはいえないと判 断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記する。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下 記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができな い場合や金額を訂正した場合、コンビニエンス ストア等では納付できません。 （A市）：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再 校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容に ついては編集可能。」と諸元表に で定義しているため、改定前の文 言でも差支えない。	
24	収納管理	帳票印字項目・諸元表	140130	納付書（送付先 付）	34	注意文（納入 済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「諸元表」の「内容」に 「バーコードがないもの、あっても読取 ができないものや金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記	次のように記載するか、具体的な例文は 記載せず、想定される注意の概要を記載 する。 「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は 主語であるところ、「～場合」は修飾語であり 並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の 目的語は税であって納付書ではないため、「も の」を主語とする場合、「納付」を述語とすべ きではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文 法的に正しくないことは健全とはいえないと判 断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取 ができない場合や金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納付できま せん。」と表記する。	①：現行システムでパッ ケージ標準で実装してい る帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下 記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができな い場合や金額を訂正した場合、コンビニエンス ストア等では納付できません。 （A市）：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再 校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容に ついては編集可能。」と諸元表に で定義しているため、改定前の文 言でも差支えない。	

33.B	業務 (国民税から)	仕様書改定案の対象 (国民税から選択)	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (国民税から選択)	新規意見区分 (国民税から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (国民税から選択)	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
									修正前	修正後	分類 (国民税から選択)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
25	収納管理	帳票レイアウト	140038	口座振替不能通知 振納付書（専用紙）	34	注意文（納入済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記	次のように記載するか、削除する。 「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は主語であるところ、「～場合」は修飾語であり並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の目的語は税であって納付書ではないため、「もの」を主語とする場合、「納付」を述語とすべきではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文法的に正しくないことは健全とはいえないと判断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容については編集可能。」と諸元表にて定義しているため、改定前の文言でも差支えない。
26	収納管理	帳票レイアウト	140129	納付書	34	注意文（納入済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記	次のように記載するか、削除する。 「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は主語であるところ、「～場合」は修飾語であり並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の目的語は税であって納付書ではないため、「もの」を主語とする場合、「納付」を述語とすべきではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文法的に正しくないことは健全とはいえないと判断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容については編集可能。」と諸元表にて定義しているため、改定前の文言でも差支えない。
27	収納管理	帳票レイアウト	140130	納付書（送付先付）	34	注意文（納入済通知書）	⑥：表現の見直し	①：新規意見	「バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記	次のように記載するか、削除する。 「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」	⑧：業務精度向上	例示の文が文法的に正しくない。「～もの」は主語であるところ、「～場合」は修飾語であり並列できない。 また、「もの」は納付書を指すが、「納付」の目的語は税であって納付書ではないため、「もの」を主語とする場合、「納付」を述語とすべきではない。 注意文は編集可能とされているが、例示文が文法的に正しくないことは健全とはいえないと判断し、本意見を提出する。	「バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。」と表記する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	意見元の通り、諸元表とレイアウトの文言を下記の通り修正いたします。 バーコードがない場合、あっても読取ができない場合や金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。	(E市)：（意見なし） (K市)：（意見なし） (C市)：承知しました。 (I市)：（意見なし） (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：（意見なし） (H市)：（意見なし） (D市)：（意見なし） (A市)：帳票にプレ印刷している箇所であり、当該帳票は校正済みです。帳票再校正等含め、すぐ容易に変更できるものではありません。 諸元表に具体的な例文を記載しない方針としていただけないでしょうか。 (地方税共同機構)：（意見なし） (デジタル庁)：（意見なし）	案通り修正する。 なお、本項目は、「本文の内容については編集可能。」と諸元表にて定義しているため、改定前の文言でも差支えない。